

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和8年6月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、
当施設においても算定を行っております。

当該加算算定要件は、

- ①月額賃金改善要件
 - ②キャリアパス要件
 - ③職場環境等要件
 - ④見える化要件
- の4つです。

上記のうち、④の見える化要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の
処遇改善に関する具体的な取組内容を、ホームページ等を活用して公表していること
とされております。

I 当施設の処遇改善加算 取得状況

介護職員等処遇改善加算 I （令和8年4月・5月）

介護職員等処遇改善加算 I Ⅱ（令和8年6月～）

II 当施設の具体的な取り組み内容

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

- ① 職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ③ ①及び②について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、
全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

職員一人一人が資格取得や研修等の目標を設定し、より専門性の高い介護技術を
取得しようとする者に対し、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、
中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っている。

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

- ・経験に応じて昇給する仕組み
（「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みである。）
- ・資格等に応じて昇給する仕組み
（資格取得後の就業経験年数を加味した昇給となっている。）
- ・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
（「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みとなっている。）

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の月額賃金要件）

- ・規定を策定し賃金改善を行っている。

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰの届出行い定期的に割合の確認を行っている。

職場環境等要件

入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどが明確化されている。
- ・職業体験の受入れ等による職業魅力度向上の取組を実施している。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っている。
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会を確保している。

両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等が充実している。
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間制度がある。
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（年に3日以上取得、夏休3日連続取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている。）

腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策を実施している。
- ・職員に対する腰痛対策の研修を実施している

生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会の立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）の導入。
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）について、人数調整のため、シフトの組み換えを行っている。

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行う。
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供